



(JASDAQ コード 8927)

2020年8月18日

各 位

上場会社名 株式会社明豊エンタープライズ
代表者名 代表取締役社長 梅木 隆宏
問合せ先 取締役常務執行役員管理部長 安田 俊治
(TEL 03 - 5434 - 7653)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について、2020年9月2日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会および取締役会の運営に関し、経営体制に応じた柔軟な対応を可能とするため、招集権者および議長に関する規定について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
第15条 (招集権者および議長) 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第15条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>
第16条～第22条 (条文省略)	第16条～第22条 (現行どおり)
第23条 (取締役会) 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第23条 (取締役会) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役が招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>
第23条 第2項～第29条 (条文省略)	第23条 第2項～第29条 (現行どおり)

3. 定款変更の日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催予定日	2020年9月2日 (水)
定款一部変更の効力発生日	2020年9月2日 (水)

以 上